

休業要請施設に対する「感染症対策事業継続支援金」の実施について

「緊急事態措置」に基づく休業要請・協力依頼に応じ、休業または営業時間の短縮等を行った事業者に対し、事業継続のための支援金を支給します。

1. 対象者

休業要請中の一定期間（4月25日(土)～5月6日(水)）、対象施設の休業または営業時間の短縮等を行った中小企業、個人事業者

※対象施設については、[県ホームページ（新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県の緊急事態措置について）](#)でご確認いただけます。

2. 支給金額

1事業者あたり 20万円

3. 申請方法

郵送、オンライン（専用サイト）により申し込み（5月上旬を予定）

4. 留意事項

受付開始時期や申請方法、Q&A等、詳細については、今後、県HP等にてお知らせします。

5. 問い合わせ先

「県内企業ワンストップセンター」（群馬県産業政策課内）

電話：027-226-2731

メール：sangyo@pref.gunma.lg.jp

（外国語での相談）

「群馬県外国人総合相談ワンストップセンター」

電話：027-289-8275